

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2021年3月16日

東京都作業部会確認年月日 2021年4月14日

事業名 高速料金

案件名 大会関係車両に係る高速料金について

| 確認の視点   |     | 組織委員会の見解   | 備考 |
|---|-----|--|----|
| 経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること                                      |     | ・大枠の合意のとおり、当該事業は「高速道路対策」であり、全額都の負担（都外間の通行による高速料金については、現在負担先を調整中）。              |    |
| 事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること                                 |     | ・本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。           |    |
| 経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること | 必要性 | ・本事業は、大会関係車両が安全で円滑に移動するために利用する高速道路の料金を負担するために必要な事業である。                         |    |
|   | 効率性 | ・本事業は、V5 精査額の範囲内であるとともに、高速料金を基に積算したものである。<br>・事務処理の効率化のために ETC カードによる料金の精算を行う。 |    |
|   | 納得性 | ・適正な料金単価を計上。<br>・予算内に収まる。  |    |
| その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること  |     | ・大枠の合意で公費負担とされた、「高速道路対策費」であり、公費負担の対象として適切であると考ええる。<br>・V5 予算内である。              |    |

\* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。